



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 1 日 (火)
第 8 2 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (100) (福祉保健課)・・・2
	家畜伝染病予防法による消毒方法の実施の命令 (101) (畜産課)・・・・・・・・・・2
	県道の区域の変更 (102) (道路企画課)・・・・・・・・・・2
	県道の供用の開始 (103) (〃)・・・・・・・・・・3
	県道の路線の認定の一部改正 (104) (〃)・・・・・・・・・・3
	指定居宅サービス事業者の指定 (105) (東部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (106) (〃)・・・・・・・・・・4
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住宅政策課)・・・・・・・・・・4
	平成23年度前期技能検定の実施 (雇用人材総室)・・・・・・・・・・6
	平成23年度随時実施技能検定の実施 (〃)・・・・・・・・・・9

告 示

鳥取県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社フルケア成和	広島県広島市西区商工センター一丁目2-19	株式会社フルケア成和米子福祉事業所	米子市上福原1315-5	平成22年12月31日
株式会社さくらケアサポート	広島県広島市中区加古町13-12	さくらデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎七丁目24-5	平成23年2月28日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
株式会社さくらケアサポート	広島県広島市中区加古町13-12	さくらデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎七丁目24-5	平成23年2月28日

鳥取県告示第101号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域の養鶏農場（業として鶏を飼養しているものに限るものとし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除くものとする。）

3 実施の期日

平成23年3月4日から同月31日まで

4 消毒方法

県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布すること。

鳥取県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の

規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	変更前	西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4232地先から同町福岡字石垣2933-1地先まで	6.2~17.5	146.0
	変更後	〃	8.4~23.8	159.0
		西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4232地先から同町福岡字石垣2935地先まで	6.2~17.5	64.0

鳥取県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
日野溝口線	西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4232地先から同町福岡字石垣2933-1地先まで	平成23年3月1日

鳥取県告示第104号

平成21年鳥取県告示第679号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地	整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
326	大山高原スマートインター線	西伯郡伯耆町吉長	西伯郡伯耆町岸本		326	大山スマートインター線	西伯郡伯耆町吉長	西伯郡伯耆町岸本	

鳥取県告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社イングス	デイサービス縁	鳥取市西品治86-2	平成23年2月19日	通所介護

鳥取県告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社イングス	デイサービス縁	鳥取市西品治86-2	平成23年2月19日	介護予防通所介護

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成23年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成23年9月11日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成23年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成23年10月9日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

イ 設計製図の試験

伯耆しあわせの郷 倉吉市小田458

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

イ 設計製図の試験

伯耆しあわせの郷 倉吉市小田458

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成23年4月1日（金）午前10時から同月7日（木）午後4時まで

イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成23年4月11日（月）から同月15日（金）までの午前10時から午後4時まで

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375

(イ) 平成23年4月11日（月）及び同月12日（火）の午前10時から午後4時まで

米子コンベンションセンター 米子市末広町294

イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成23年12月1日（木）（予定）に、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月23日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月6日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成23年4月4日（月）から同月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目375

社団法人鳥取県建築士会中部支部 倉吉市宮川町二丁目52-1 (有限会社エイ・ディ・エム設計研究室)
社団法人鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目126 (株式会社桑本建築設計事務所内)
鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176
鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2
鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糺町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成23年6月8日(水)(予定)から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課(電話03-5524-3105)にその旨を申し出ること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成23年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種(作業)

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)

造園(造園工事作業)

金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)

機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)

放電加工(数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)

金属プレス加工(金属プレス作業)

鉄工(構造物鉄工作業)

建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)

めっき(電気めっき作業)

仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)

電子機器組立て(電子機器組立て作業)

電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

鉄道車両製造・整備(内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業)

建設機械整備(建設機械整備作業)

布はく縫製(ワイシャツ製造作業)

建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)

プラスチック成形(射出成形作業)

石材加工(石張り作業)

とび(とび作業)

左官（左官作業）
 畳製作（畳製作作業）
 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）
 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
 サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
 表装（壁装作業）
 塗装（建築塗装作業）
 広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）
 フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）
 造園（造園工事作業）
 機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）
 めっき（電気めっき作業）
 機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）
 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
 フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事作業、加熱ペイントマシンマーカーク工事作業）
 産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

(ア) 1級、2級及び単一等級

平成23年6月6日（月）から同年9月11日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

(イ) 3級

平成23年6月6日（月）から同年8月14日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成23年5月31日（火）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、サッシ施工、塗装、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工	平成23年8月21日（日）

機械加工、鉄工、めっき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、建具製作、左官、畳製作、広告美術仕上げ	平成23年 8 月 28 日 (日)
園芸装飾、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、熱絶縁施工、表装、建築板金、フラワー装飾	平成23年 9 月 4 日 (日)

(イ) 3 級

全職種 平成23年 7 月 24 日 (日)

(ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗淨	平成23年 8 月 21 日 (日)
路面標示施工	平成23年 9 月 4 日 (日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

15,700円

上記に関わらず、次の表に掲げる職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する在校生等（申請を行う日の時点で以下のいずれかに該当する者をいう。）の実技試験の手数料の額は、5,200円とする。

ア 職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）

イ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者

エ 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

オ 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

カ 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

キ 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

職 種
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

平成23年 4 月 11 日 (月) から同月 20 日 (水) までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以

下「信書便」という。)により提出する場合は、平成23年4月20日(水)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限りに、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。
- イ 申請書を郵便又は信書便により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種(指定試験機関が実施する職種を除く。)についても、受け付ける。
- エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。
- オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
- カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格発表日

- ア 1級、2級及び単一等級
平成23年9月30日(金)
- イ 3級
平成23年8月26日(金)

(2) 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等に掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ(とりネット)に掲載する。

(3) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が(1)の合格発表日付けの書面で通知する。

(4) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)又は鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室(電話0857-26-7222)に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成23年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種(作業)

(1) 3級

- さく井(ロータリー式さく井工事作業)
- 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)
- 鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)
- 機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)

- 金属プレス加工（金属プレス作業）
 - 鉄工（構造物鉄工作業）
 - 建築板金（ダクト板金作業）
 - 工場板金（機械板金作業）
 - めっき（電気めっき作業）
 - 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
 - 機械検査（機械検査作業）
 - 機械保全（機械系保全作業）
 - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
 - 電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
 - 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
 - ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）
 - 婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）
 - 紳士服製造（紳士既製服製造作業）
 - 帆布製品製造（帆布製品製造作業）
 - 布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
 - 家具製作（家具手加工作業）
 - 建具製作（木製建具手加工作業）
 - 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）
 - 印刷（オフセット印刷作業）
 - 製本（書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業）
 - プラスチック成形（射出成形作業）
 - 石材施工（石材加工作業、石張り作業）
 - パン製造（パン製造作業）
 - ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
 - 水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
 - 建築大工（大工工事作業）
 - かわらぶき（かわらぶき作業）
 - とび（とび作業）
 - 左官（左官作業）
 - タイル張り（タイル張り作業）
 - 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
 - 型枠施工（型枠工事作業）
 - 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
 - コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
 - 防水施工（シーリング防水工事作業）
 - 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）
 - 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
 - サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
 - 表装（壁装作業）
 - 塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業）
 - 工業包装（工業包装作業）
- (2) 基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
機械加工（旋盤作業、フライス盤作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
めっき（電気めっき作業）
仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
帆布製品製造（帆布製品製造作業）
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
建具製作（木製建具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）
印刷（オフセット印刷作業）
製本（書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業）
プラスチック成形（射出成形作業）
石材施工（石材加工作業、石張り作業）
パン製造（パン製造作業）
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
タイル張り（タイル張り作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（シーリング防水工事作業）
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

- 表装（壁装作業）
 塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業）
 工業包装（工業包装作業）
- 2 技能検定の方法
 実技試験及び学科試験
- 3 技能検定試験の実施期日等
- (1) 実技試験
- ア 実施期日
 平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日
- イ 実施場所
 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所
- ウ 実技試験問題の公表
 実技試験問題は、あらかじめ受検者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
- (2) 学科試験
- ア 実施期日
 平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日
- イ 実施場所
 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所
- 4 手数料
- (1) 実技試験
- | 職 種 | 手 数 料 |
|--------------|---------|
| 機械検査、婦人子供服製造 | 13,000円 |
| 上記以外の職種 | 15,700円 |
- (2) 学科試験
 3,100円
- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先
 鳥取県職業能力開発協会
 所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階
 電話 0857-22-3494
- (3) 受付期間
 随時（平成23年12月29日（木）、同月30日（金）、平成24年1月2日（月）、同月3日（火）、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。）受け付ける（原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。）。
- (4) 受検申請に関する注意
- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。
 イ 申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準

ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

(1) この技能検定は、外国人技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

(2) 不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室（電話0857-26-7222）に問い合わせること。